名古屋港管理組合入札監視委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本組合が施工する工事について、入札･契約事務の適正な執行を図るために設置する名古屋港管理組合入札監視委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（委員会の事務）

第２条　委員会は、本組合の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1)　本組合が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について建設部長から報告を受けること。

(2)　本組合が発注した工事の中から委員会が抽出したものに関し、入札参加資格の設定理由及び指名競争入札に係る指名の理由等についての審議を行い、建設部長に対して意見の具申又は勧告を行うこと。

(3)　一般競争入札に係る入札参加の無資格理由の再苦情について審査し、建設部長に対して審査結果を報告すること。

（委員会の委員及び組織）

第３条　委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、管理者が委嘱する。

２　委員会は、委員４人以内で組織する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

４　前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　委員は、非常勤とする。

７　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

８　委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

９　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議決）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

３　第２条第１号及び第２号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、年に２回以上開催する。

４　第２条第３号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。

５　会議の議事は、原則として出席した委員の全員の同意で決し、意見の一致する見込

みのないときに限り、過半数で決する。ただし、委員の可否同数の時は委員長の決するところによる。

６　会議は、非公開とし、議事概要は、これを公表する。

（抽出の委任）

第５条　委員会は、第２条第２号の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

２　前項の委任を受けた委員は、定例会議において、自ら行った抽出結果の報告を行わなければならない。

（意見の具申又は勧告）

第６条　委員会は、第２条第１号又は第２号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めたときは、建設部長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

２　委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を原則公表するものとする。

（再苦情処理）

第７条　委員会は、第２条第３号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

２　委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を建設部長に報告しなければならない。

３　前項の報告は、再苦情処理の申立てがあった日から概ね５０日以内に行わなければならない。

４　緊急やむをえない事情があり、第１項の会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

５　前項の措置を講じた場合には、委員長は、その結果を建設部長に報告するとともに、直近の次の会議において、委員会に報告しなければならない。

（委員の除斥）

第８条　委員は、第２条第２号及び第３号の事務に関しては、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（委員の服務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員会の庶務）

第１０条　委員会の庶務は、建設部管理課において処理する。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１３年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年　１月　７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年　４月　１日から施行する。